



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三  
(コード番号 6 4 5 8 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 津 澤 勲  
管理本部長  
T E L (06) 6367-1811

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

### 記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
  - (2) 当社取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス担当部署は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
  - (2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
  - (3) 当社および当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長となるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループの取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行う。
  - (2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。
  
5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社のグループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
  - (2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査担当部署を設置し、当社およびグループ会社における業務の執行状況の確認・評価を行う。
  - (3) 当社代表取締役は、内部監査担当部署から報告を受け、取締役会で当社およびグループ会社の業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
  - (4) 内部監査担当部署は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。
  
6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
管理本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。
  
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役の職務を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
  - (2) 当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
  
8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
  - (2) 当社および当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は企業倫理相談窓口規程をグループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
    - ① 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
    - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - ③ 重要な情報開示事項
  - (3) 取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査担当部署および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

以 上